

令和5年2月16日

保護者各位

青森県立弘前中央高等学校  
校長 齋藤 郁子

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための  
休業措置等の取扱いについて

平素より本校の教育活動に対しまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび青森県教育委員会から通知があり、2月15日（水）から『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準がレベル2（感染拡大初期）からレベル1（感染小康期）に移行したことを踏まえ、児童生徒の体調不良者への対応について、一部変更する方針が示されました。変更点は、以下の下線部分です。

本校での教育活動は、この通知に従って行います。つきましては、その詳細について別添の青森県教育委員会からの通知を御確認の上、保護者の皆様には御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、不明な点等がありましたら、HR 担任まで御連絡ください。

記

【体調不良（児童生徒）への対応】

- 1 体調不良者は登校を控え、青森県臨時 Web キット検査センターを利用するなど、自宅にて検査をする、かかりつけ医又は県コールセンターに電話相談の上、医療機関を受診するように指導すること（出席停止）
- 2 検査で陰性と診断された場合であっても、症状がなくなってから少なくとも1日程度は自宅待機し、健康観察を行うよう指導すること（出席停止）。  
(これまでは、レベル2でしたので、48時間の自宅待機でした。)

[補足]

- ・ワクチン接種後の発熱等の場合は、出席停止とする。
- ・1日程度経過していれば感染の可能性がなくなるということではない。
- ・同居する者が体調不良となった場合の生徒の対応について、レベル1では出席停止としない。  
(これまではレベル2でしたので、出席停止でした。)

\*別添の青森県教育委員会からの通知は、本校 HP に掲載し、Classi で配信しますので、そちらで御確認ください。